

「岩沼市市税条例等の一部を改正する条例」の概要

令和8年度税制改正大綱を踏まえた「地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）」の公布に伴い、岩沼市市税条例等の一部を改正するもの

主な改正内容

1. 市民税

控除等への対応

改正内容	所得税（令和8年所得から）	住民税（令和9年度分から）
給与所得控除の見直し	65万円 → 74万円	所得税と同 （※所得計算が所得税の計算に準じるため、条例改正は必要なし）
扶養親族等に係る所得要件の引上げ	58万円 → 62万円	所得税と同
ひとり親控除の見直し	35万円 → 38万円 ※令和9年分所得から	30万円 → 33万円 ※令和10年度分から

2. 軽自動車税

環境性能割の廃止

- ・令和8年3月31日をもって廃止
- ・環境性能割廃止による減収分は、地方特例交付金により補填

3. 国民健康保険税

子ども・子育て支援納付金の新設

課税限度額の見直し

医療費給付費分 66万円 → 67万円

子ども・子育て支援納付金分 3万円

軽減判定所得の算定基準見直し

5割軽減 30.5万円 → 31万円

2割軽減 56万円 → 57万円